



# 宮 崎 県 公 報

令和元年12月13日(金曜日)号外 第23号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 41,700円

## 目 次

条 例	頁
○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例……………(人事課) 1	○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………(人事課) 9

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(条例第22号)

##### 1 改正の理由及び主な内容

地方公務員法の改正等に伴い、欠格条項のうち成年被後見人及び被保佐人に関する規定を削除する等、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和元年12月14日から施行することとしました。

#### ◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第23号)

##### 1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告等を踏まえ、平成31年4月の公民較差に基づく県職員の給与改定等を行うため、所要の改正を行うこととしました。

##### 2 施行期日等

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしました。

## 条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 宮崎県条例第22号

##### 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勤続期間の計算) 第7条 [略] 2～4 [略] 5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員(再任用職員を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等と	(勤続期間の計算) 第7条 [略] 2～4 [略] 5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員(再任用職員を除く。以下同じ。)又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等と

しての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) [略]

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて

しての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じた時は、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

(1) [略]

(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き

職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) [略]

6～9 [略]

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 法第28条第4項の規定による失職（法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2・3 [略]

附 則

28 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（期末手当）</p> <p>第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第8条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）</u>についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した職員</u>にあっては、退職し、<u>若しくは失職し、又は死亡した日現在</u>）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第8条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第9条の2第6項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 [略]</p>

続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(3)～(7) [略]

6～9 [略]

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) [略]

(2) 法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2・3 [略]

附 則

28 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

<p>第8条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にとっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員においては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第8条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第8条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 [略]</p>	<p>第8条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にとっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第8条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にとっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定管理職員においては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(休職者の給与)</p> <p>第9条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第8条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、第8条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>7 [略]</p>
--	---

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日(次項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条の規定により失職し、又は死亡した職員で</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日(次項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p>

<p>管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者(同法第16条第1号に該当して失職した者を除く。)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者(同法第16条第1号に該当して失職した者を除く。)</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>
--	--

(常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、常勤の監査委員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。))又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年宮崎県条例第36号)第5条第3項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、常勤の監査委員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年宮崎県条例第36号)第5条第3項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとする。</p>

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条において</p>

<p>これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日(次項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者(同法第16条第1号に該当して失職した者を除く。)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員で任命権者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者(同法第16条第1号に該当して失職した者を除く。)</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>	<p>これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日(次項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で任命権者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 前項の期末手当は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第11条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の任命権者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で任命権者が定めるものについても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～6 [略]</p>
---	---

(企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第6条 企業局長の給与及び旅費に関する条例(昭和41年宮崎県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、企業局長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。))又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「企業局長の給与及び旅費に関する条例(昭和41年宮崎県条例第46号)第5条第3項に規定する者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、企業局長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「企業局長の給与及び旅費に関する条例(昭和41年宮崎県条例第46号)第5条第3項に規定する者」と読み替えるものとする。</p>

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第7条 知事等の退職手当に関する条例(昭和46年宮崎県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(支給の制限等) 第6条 退職手当は、知事等が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 法第143条又は第164条第2項の規定により失職した場合(法第142条の規定又は公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。))第11条第1項第1号の規定により失職した場合を除く。) (4) [略] 2 退職手当条例第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、退職手当条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。))又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「知事等の退職手当に関する条例(昭和46年宮崎県条例第48号)第6条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、知事が公選法第252条第1項に規定する罪により起訴をされたときにあっては、退職手当条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。 3 [略]	(支給の制限等) 第6条 退職手当は、知事等が次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。 (1)・(2) [略] (3) 法第143条又は第164条第2項の規定により失職した場合(法第142条の規定により失職した場合を除く。) (4) [略] 2 退職手当条例第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、退職手当条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「知事等の退職手当に関する条例(昭和46年宮崎県条例第48号)第6条第1項各号のいずれかに該当する者」と読み替えるものとし、知事が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第252条第1項に規定する罪により起訴をされたときにあっては、退職手当条例第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」とあるのは「罰金」と読み替えるものとする。 3 [略]

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第8条 教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第6条 [略] 2~4 [略] 5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、教育長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。))」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。))又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)第5条第3項に規定する者」と読み替えるものとする。	(退職手当) 第6条 [略] 2~4 [略] 5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、教育長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。))」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)第5条第3項に規定する者」と読み替えるものとする。

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第9条 病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成18年宮崎県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(退職手当) 第6条 [略] 2~4 [略]	(退職手当) 第6条 [略] 2~4 [略]

5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、病院局長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。))又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成18年宮崎県条例第21号)第5条第3項に規定する者」と読み替えるものとする。

5 職員の退職手当に関する条例(昭和28年宮崎県条例第44号)第2条の2及び第12条から第18条まで(第13条第8項及び第9項、第14条第1項第2号、第15条第1項第2号及び第2項(第16条第2項及び第17条第7項において準用する場合を含む。))並びに第17条第5項を除く。)の規定は、病院局長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第12条第1項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第2号中「法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者」とあるのは「病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成18年宮崎県条例第21号)第5条第3項に規定する者」と読み替えるものとする。

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日(次項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者においては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者(同法第16条第1号に該当して失職した者を除く。)</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者(同法第16条第1号に該当して失職した者を除く。)</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日(次項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者においては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p> <p>(3) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>



## 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中職員の退職手当に関する条例第7条の改正規定及び第7条の規定(知事等の退職手当に関する条例第6条第2項の改正規定(「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る部分に限る。)を除く。) 公布の日  
 (2) 第1条中職員の退職手当に関する条例附則第28項の改正規定 令和2年4月1日

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県条例第23号

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第5条の8 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舍管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舍を貸与され、貸付料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第5条の10第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宮崎県職員宿舍管理規則に基づく有料の宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>掲げる額</u>(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>掲げる額の合計額</u>)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>掲げる額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>2万3,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万2,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万3,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万3,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>1万6,000円</u>を超えるときは、<u>1万6,000円</u>)を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第5条の8 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舍管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舍を貸与され、貸付料を支払っている職員その他人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第5条の10第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宮崎県職員宿舍管理規則に基づく有料の宿舍その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に<u>定める額</u>(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に<u>定める額の合計額</u>)とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に<u>定める額</u>(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額</p> <p>ア 月額<u>2万7,000円</u>以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>1万6,000円</u>を控除した額</p> <p>イ 月額<u>2万7,000円</u>を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から<u>2万7,000円</u>を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が<u>1万7,000円</u>を超えるときは、<u>1万7,000円</u>)を1万1,000円に加算した額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		

	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
再任用	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
職員以	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
外の職	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
員	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600	381,500			
	95		295,200	343,100	381,900			
	96		295,600	343,500	382,300			
	97		295,800	343,700	382,600			
	98		296,100	344,100	383,100			
	99		296,500	344,500	383,500			
	100		296,900	344,800	383,900			

	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第9条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 公安職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	185,600	211,600	251,300	294,300	320,200	347,600	381,900	422,800
	2	171,600	187,300	213,600	253,100	296,100	322,400	349,800	384,100	424,600
	3	173,400	189,100	215,600	254,900	298,200	324,500	352,100	386,000	426,500
	4	175,100	190,900	217,600	256,700	300,500	326,500	354,300	388,100	428,400
	5	176,500	192,700	219,600	258,400	302,200	328,700	356,300	389,800	429,800
	6	178,400	195,000	221,400	260,200	304,300	330,600	358,400	391,800	431,500
	7	180,200	197,300	223,400	261,800	306,300	332,800	360,600	393,600	433,100
	8	182,100	199,600	225,300	263,500	308,400	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	183,700	201,600	227,400	264,800	310,300	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	185,400	204,200	229,200	266,400	312,500	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	187,100	206,700	231,000	267,700	314,600	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	188,800	209,200	232,800	269,000	316,600	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	190,600	211,400	234,600	270,400	318,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	192,700	213,200	236,500	271,800	320,700	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	194,800	215,000	238,400	272,900	322,800	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	196,900	216,800	240,300	274,200	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	199,000	218,700	241,800	274,900	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	201,400	220,400	243,600	276,300	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	203,800	222,300	245,400	277,700	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	206,200	224,100	247,200	279,000	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	208,600	225,800	248,800	280,300	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	210,400	227,600	250,200	281,500	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	212,100	229,400	251,400	282,800	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	213,900	231,200	252,700	284,300	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	215,800	232,800	254,000	285,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	217,500	234,500	255,200	287,200	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	219,300	236,200	256,500	289,200	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	221,000	237,900	257,700	291,200	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	222,900	239,100	258,800	293,100	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	224,700	240,900	259,900	295,000	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	226,500	242,700	261,100	296,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	228,300	244,500	262,200	298,500	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	229,900	245,900	262,700	300,200	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	231,600	247,400	263,900	301,900	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	233,300	248,700	265,000	303,700	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	235,000	250,100	266,000	305,400	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	236,200	251,400	266,800	307,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	238,000	252,700	268,000	308,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	239,800	253,900	269,000	310,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	241,600	255,100	270,000	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	243,000	256,200	271,200	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	244,400	257,400	272,400	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	245,700	258,400	273,700	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	246,900	259,500	274,900	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	248,200	260,100	276,000	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	249,300	261,200	277,400	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	250,300	262,300	278,700	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	251,200	263,400	280,100	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

	49	252,000	264,200	281,900	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	253,100	265,400	283,600	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	254,200	266,400	285,100	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	255,300	267,500	286,500	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	255,800	268,700	288,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	257,000	269,500	289,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	257,900	270,900	291,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	259,000	272,100	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	259,900	273,100	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	260,900	274,600	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	261,700	275,800	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	262,700	277,200	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	263,800	278,800	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	264,500	280,400	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	265,600	281,700	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	266,500	283,200	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
再任用	65	267,600	284,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
職員以	66	268,800	285,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
外の職	67	269,800	287,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
員	68	270,700	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
	69	271,900	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	273,300	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	274,500	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	275,800	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
	73	277,000	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	278,200	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	279,500	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100			
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500			
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900			
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200			
	98	305,300	329,400	356,100	386,100	417,600			
	99	306,500	330,700	357,200	386,700	418,000			
	100	307,700	332,000	358,400	387,200	418,400			

101	308,900	333,400	359,500	387,600	418,700					
102	309,900	334,300	360,600	388,100						
103	311,000	335,400	361,700	388,700						
104	312,000	336,600	362,900	389,200						
105	312,800	337,700	364,100	389,500						
106	313,400	338,800	364,600	389,900						
107	314,000	339,800	365,200	390,400						
108	314,700	340,900	365,800	390,700						
109	315,200	342,100	366,400	391,000						
110	315,700	343,100	366,900	391,500						
111	316,200	344,100	367,400	392,000						
112	316,800	345,000	367,900	392,500						
113	317,600	345,900	368,300	392,800						
114	318,300	346,800	368,700	393,300						
115	319,000	347,800	369,300	393,800						
116	319,700	348,800	369,800	394,300						
117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400	398,800						
127		354,400	374,900	399,200						
128		354,800	375,400	399,700						
129		355,200	375,700	400,100						
130		355,600	376,200	400,600						
131		356,000	376,700	401,000						
132		356,400	377,200	401,500						
133		356,600	377,500	401,900						
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300								
143		360,800								
144		361,300								
145		361,600								
再任用 職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	
	45	239,900	297,700	360,300	410,600	
	46	241,200	300,100	362,300	411,900	
	47	242,500	302,300	364,200	413,400	
	48	243,700	304,900	366,200	415,000	



	49	245,100	307,200	367,800	416,700
	50	246,600	309,600	369,600	418,100
	51	247,800	311,900	371,500	419,700
	52	249,300	314,100	373,500	421,200
	53	250,400	316,300	375,300	422,900
	54	251,600	318,300	377,100	424,400
	55	253,000	320,300	378,900	426,000
	56	254,000	322,300	380,600	427,600
	57	255,300	324,200	382,100	429,100
	58	256,300	326,300	383,700	430,600
	59	257,400	328,400	385,400	431,800
	60	258,600	330,400	387,100	433,000
	61	259,900	332,500	388,300	434,200
	62	260,900	334,600	389,700	435,500
	63	262,300	336,800	391,100	436,800
	64	263,400	339,000	392,400	438,000
	65	264,700	340,700	393,800	439,200
	66	266,100	342,900	395,000	440,400
	67	267,500	344,900	396,400	441,600
	68	269,100	347,100	397,800	442,800
	69	270,500	348,900	399,100	444,000
	70	271,800	350,800	400,400	445,200
	71	273,100	352,800	401,800	446,400
	72	274,400	354,800	403,100	447,600
再任用	73	275,500	356,400	404,400	448,700
職員以	74	276,700	358,300	405,800	449,300
外の職	75	278,000	360,100	407,200	449,800
員	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	

101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700		
147	327,000		
148	327,300		
149	327,500		
150	327,700		
151	328,000		
152	328,300		

	153	328,500				
	154	328,700				
	155	329,000				
	156	329,300				
	157	329,500				
	158	329,700				
	159	330,000				
	160	330,300				
	161	330,500				
	162	330,700				
	163	331,000				
	164	331,300				
	165	331,500				
	166	331,700				
	167	332,000				
	168	332,300				
	169	332,500				
	170	332,700				
	171	333,000				
	172	333,300				
	173	333,500				
再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

## 備考

- 1 この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 研究職給料表(第3条関係)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	146,300	195,600	281,800	332,400	388,800
	2	147,400	198,200	284,200	334,600	391,700
	3	148,600	200,600	286,600	336,600	394,300
	4	149,700	203,000	288,900	338,500	397,100
	5	150,800	205,500	291,200	340,300	399,200
	6	152,100	207,800	293,300	342,100	401,900
	7	153,400	210,100	295,300	344,100	404,600
	8	154,700	212,300	297,300	345,900	407,300
	9	155,700	214,400	299,400	347,600	409,800
	10	157,400	216,700	301,900	349,600	412,400
	11	159,000	219,200	304,500	351,700	415,100
	12	160,600	221,500	307,300	353,600	417,900
	13	162,000	223,500	309,400	355,600	420,500
	14	163,900	225,900	311,800	357,500	423,200
	15	165,800	228,300	314,200	359,300	426,000
	16	167,800	230,700	316,900	361,200	428,700
	17	169,500	232,900	319,500	362,900	431,200
	18	171,700	235,700	321,700	364,800	433,800
	19	173,900	238,600	323,700	366,500	436,300
	20	176,000	241,500	325,700	368,500	438,900
	21	178,100	244,000	327,900	370,000	441,400
	22	180,500	246,700	329,600	372,000	444,000
	23	182,800	249,200	331,500	373,700	446,600
	24	185,100	251,900	333,300	375,600	449,100
	25	187,200	254,600	335,200	377,000	451,300
	26	189,400	257,000	337,100	378,700	453,600
	27	191,500	259,300	338,900	380,600	456,100
	28	193,600	261,500	340,700	382,500	458,600
	29	195,700	264,100	342,600	384,200	461,100
	30	197,300	266,300	344,300	386,100	463,600
	31	199,100	268,200	345,800	388,000	466,100
	32	200,800	270,300	347,500	389,900	468,600
	33	202,600	272,000	348,700	391,500	470,900
	34	204,500	274,000	350,100	393,300	473,300
	35	206,400	276,100	351,400	394,900	475,700
	36	208,300	277,900	352,900	396,700	478,200
	37	209,800	279,800	354,100	397,900	480,600
	38	211,700	281,100	355,500	399,400	483,100
	39	213,600	282,300	356,700	400,800	485,500
	40	215,500	283,800	358,100	402,200	488,000
	41	217,300	285,200	358,800	403,600	490,300
	42	219,200	286,000	359,900	404,900	492,500
	43	221,100	287,000	361,100	406,400	494,700
	44	223,000	288,000	362,200	408,000	496,900
	45	224,700	288,700	363,300	409,400	498,600
	46	226,600	289,800	364,500	410,600	500,100
	47	228,400	290,900	365,800	412,200	501,700
	48	230,200	292,000	366,900	413,800	503,200

	49	231,900	293,300	368,000	415,100	504,900
	50	233,700	294,500	369,300	416,500	506,300
	51	235,400	295,500	370,600	418,000	507,700
	52	237,100	296,400	371,900	419,400	509,200
	53	238,500	297,600	372,600	420,800	510,300
	54	240,300	298,600	373,600	422,200	511,500
	55	241,900	299,800	374,500	423,600	512,700
	56	243,500	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	244,700	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	245,900	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	246,900	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	247,800	304,900	378,500	430,100	517,800
再任用 職員以 外の職 員	61	248,800	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	249,900	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	250,800	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	251,900	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	253,100	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	254,000	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	255,100	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	256,000	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	256,900	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	258,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	259,500	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,700	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	262,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	263,500	318,600	388,600		
	75	264,700	319,700	389,200		
	76	265,700	320,800	389,900		
	77	266,800	321,900	390,600		
	78	267,900	322,900	391,200		
	79	269,100	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		
	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900	397,900		
	91	282,700	331,400	398,400		
	92	283,900	331,900	399,100		
	93	284,800	332,200	399,500		
	94	285,800	332,600	400,000		
	95	286,800	333,100	400,500		
	96	287,800	333,600	401,200		
	97	288,100	334,100	401,600		
	98	289,000	334,600	402,100		
	99	289,700	335,100	402,600		
	100	290,600	335,600	403,300		

	101	291,500	336,100	403,700		
	102	292,200	336,600	404,200		
	103	292,900	337,100	404,700		
	104	293,600	337,600	405,400		
	105	294,300	338,100	405,800		
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第5 医療職給料表(第3条関係)

## ア 医療職給料表(一)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600
	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500

	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
再任用 職員以 外の職 員	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
		66		469,700	521,400
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	



	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200

	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任用 職員以 外の職 員	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300	387,900			
87		289,700	325,600	346,600	388,300			
88		289,900	326,000	346,900	388,700			
89		290,300	326,400	347,300	389,100			
90		290,500	326,800	347,600	389,600			
91		290,700	327,200	348,000	390,000			
92		290,900	327,600	348,300	390,400			
93		291,300	327,900	348,700	390,800			
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				

	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## ウ 医療職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000

	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
再任用 職員以 外の職 員	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	393,000	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	393,500	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	393,900	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	394,300	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200		
	99	285,800	317,900	351,000	368,700		
	100	286,700	318,600	351,400	369,200		

101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		

	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和31年宮崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第4条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(企業局職員公舎貸与規程(昭和39年企業局企業管理規程第16号)に基づく有料公舎を貸与され、<u>使用料</u>を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(企業局職員公舎貸与規程に基づく有料公舎その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第4条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(企業局職員宿舎管理規程(平成24年企業局企業管理規程第4号)に基づく職員宿舎を貸与され、<u>貸付料</u>を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第5条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(企業局職員宿舎管理規程に基づく職員宿舎その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舎管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舎を貸与され、<u>貸付料</u>を支払っている職員その他任命権者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第4条の6第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宮崎県職員宿舎管理規則に基づく有料の宿舎その他任命権者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第4条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対し支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(宮崎県職員宿舎管理規則(昭和43年宮崎県規則第11号)に基づく有料の宿舎を貸与され、<u>貸付料</u>を支払っている職員その他任命権者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第4条の6第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(宮崎県職員宿舎管理規則に基づく有料の宿舎その他任命権者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして任命権者が定めるもの</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>374,000円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p>	号給	給料月額	1	374,000円	[略]		<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>375,000円</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p>	号給	給料月額	1	375,000円	[略]	
号給	給料月額												
1	374,000円												
[略]													
号給	給料月額												
1	375,000円												
[略]													

(病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年宮崎県条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が定める公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める公舎又は住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>	<p>(住居手当)</p> <p>第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(管理者が定める公舎を貸与され、貸付料を支払っている職員その他管理者が定める職員を除く。)</p> <p>(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める公舎又は住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>
<p>附 則</p>	
<p>(施行期日等)</p>	
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条(職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの改正規定を除く。)、第2条(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の5の改正規定中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改める部分に限る。)、第3条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(附則第4項及び第5項において「改正後の職員給与条例」という。)別表第1から別表第5までの規定及び第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。</p>	
<p>(切替日前の異動者の号給の調整)</p>	
<p>3 平成31年4月1日(以下この項において「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p>	
<p>(給与の内払)</p>	
<p>4 改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定(職員の給与に関する条例第5条の8の改正規定を除く。)による改正前の職員の給与に関する条例又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	
<p>(住居手当に関する経過措置)</p>	
<p>5 第1条の規定(職員の給与に関する条例別表第1から別表第5までの改正規定を除く。)の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第5条の8の規定により支給されていた住居手当の月額が1,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和5年3月31日までの間、改正後の職員給与条例第5条の8の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から1,000円を控除した額の住居手当を支給する。</p>	
<p>(1) 改正後の職員給与条例第5条の8第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員</p>	
<p>(2) 旧手当額から改正後の職員給与条例第5条の8第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が1,000円を超えることとなる職員</p>	
<p>6 第2条及び第5条の規定の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。</p>	
<p>(人事委員会規則等への委任)</p>	
<p>7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則、企業局企業管理規程又は病院局企業管理規程で定める。</p>	